

申 申込先 問 問い合わせ

うるま市民各種無料相談のご案内

- ①弁護士による法律相談 【問合せ】 市民協働課 ☎ 973-5487
と き:3月9日(木)、16日(木)、23日(木) 午後2時~4時
予約開始日:各相談日の2週間前からお電話で予約できます。
※予約時間は平日午前8時30分~先着順となります。
受付場所:本庁舎西棟 1階 市民協働課(ふるさとハローワーク向かい)
- ②行政相談委員による相談 【問合せ】 市民協働課 ☎ 973-5487
道路や社会福祉など、行政の仕事のことで困ったときはご相談ください。
と き:3月14日(火) 午後1時30分~4時 ※予約不要
ところ:本庁舎東棟 1階 市民相談室(国民健康保険課隣り)
- ③人権擁護委員による相談 【問合せ】 共生推進室 ☎ 973-8927
いじめや嫌がらせなど人権に関する相談ができます。予約不要。
と き:3月28日(火) 午前10時~午後4時(正午~午後1時を除く)
ところ:本庁舎東棟 1階 市民相談室(国民健康保険課隣り)
- ④司法書士による法律相談 【問合せ】 沖縄県司法書士会 ☎ 867-3577
と き:3月15日(水) 午後2時~4時 ※要電話予約
ところ:本庁舎東棟 1階 市民相談室(国民健康保険課隣り)
※相談希望の方は、沖縄県司法書士会 司法書士総合相談センターに電話予約してください。(予約時間は平日 午前9時~午後5時)
- ⑤家庭児童相談 【問合せ】 子育て世代包括支援センター ☎ 973-5041
家庭における子育ての悩みを相談員と一緒に考えます。
と き:[平日]午前8時30分~午後5時
ところ:本庁舎東棟 2階 子育て世代包括支援センター
- ⑥女性相談 【問合せ】 子育て世代包括支援センター ☎ 973-5041
離婚、DVなど女性が抱える悩みを相談員と一緒に考えます。
と き:[平日]午前8時30分~午後5時
ところ:本庁舎東棟 2階 子育て世代包括支援センター
- ⑦就労・生活支援相談 【問合せ】 パーソナルサポートセンター ☎ 989-3972
経済的に困っている方や、就労についての無料相談を行っています。
と き:[平日]午前8時30分~午後5時15分
ところ:本庁舎東棟 2階 就職・生活支援パーソナルサポートセンター
- ⑧教育相談・青少年相談 【問合せ】 教育支援センター ☎ 989-9127
児童生徒の不登校等について、教育相談員と一緒に考えます。
また、18歳未満の方の進学や就労などのお手伝いをします。
※お電話にて相談申込みを受け付けております。
と き:[平日]午前8時30分~午後5時
ところ:与那城地区公民館 2階、本庁舎西棟 3階
- ⑨障がい者(児)等相談 【問】 障がい福祉課 ☎ 973-5452
障がいに関する相談や生活に関する相談や情報提供、福祉サービスについてなど。
と き:[平日]午前8時30分~午後5時15分まで
ところ:うるま市地域生活支援センターあいあい TEL:098-979-0555
相談支援センター石川学院 TEL:090-6869-5286
相談支援センターハルモニア TEL:090-1943-9579
相談支援事業所サマンの木 TEL:080-6488-9909

電話・窓口で、消費契約のトラブル相談ができます。

平 日:午前9時~午後4時
(正午から午後1時を除く)
ところ:本庁舎西棟 1階 市民協働課内

消費者ホットライン ☎ 188
うるま市消費生活センター ☎ 973-5692



消費者庁 LINE公式アカウント『若者ナビ!』

脱毛・エステ、知り合い紹介や仮想通貨・投資などのもうけ話被害が多発しています。若者ナビで正しい情報を確認し、被害にあわないようにしましょう。

まずは、友だち登録しませんか?



認知症サポーター養成市民講座のご案内

認知症は他人事ではなく、年をとれば誰にでも起こりうる身近なものとなっています。認知症の知識、認知症の方への正しい接し方を学び、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者認知症サポーターになりませんか?

■日時 3月17日(金) 午後2時~午後4時
■場所 健康福祉センターうるま 2階 デイサービス室
■対象 うるま市民(18歳以上の方)
■定員 15名(定員に達し次第締め切ります)
■参加料 無料
■申込 介護長寿課 ☎ 973-5112



宝くじ助成金で「自治会の備品」を整備しました。

(一財)自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報活動として、与那城西原・平安座・桃原・池味・伊計の5自治会の備品が整備されました。整備された備品は、自治会活動や行事に活用されます。

整備された物品の紹介



【お問合せ】 市民協働課 ☎ 973-5487

~お詫びと訂正~

広報うるま2月号に折込チラシ掲載しました、「し尿汲取り・浄化槽清掃業者」に一部誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

- 【正】「うるま環境衛生社」 973-9157
- 【正】「うるま汲み取り社」 974-6067



申 申込先 問 問い合わせ

放課後児童クラブひとり親等支援事業

市内の放課後児童クラブ(学童)を利用するひとり親家庭や生活保護受給世帯に対し、利用料の負担を軽減します。

※継続利用も毎年申請が必要です。
■申込期間 3月2日(木)~4月28日(金)
※期間を過ぎて申込された場合は、申請月の翌月から軽減の対象となります。
※郵送の場合は4月30日の消印有効

■対象者 市内に住所のある児童扶養手当の受給者、母子および父子家庭等医療費助成事業の受給者、または生活保護受給者

■軽減額 放課後児童クラブが定める利用料(保育料および代金のみの2分の1の額(減免の上限は月額5千円まで))
※行事費等は軽減対象外となります。
■申込方法 申請書、必要書類をこども家庭課窓口へ提出または郵送。
※申請書は市のホームページからもダウンロード可能です。
※詳細は市のホームページまたは、こども家庭課までお問い合わせください。
■お問合せ こども家庭課 ☎ 973-49803



①土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

「令和5年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり納税

者の縦覧に供します。

■縦覧期間 4月3日(月)~5月1日(月)
※正午~午後1時を除く
※土・日・祝日を除く

縦覧場所 資産税課

■対象 市内に土地・家屋を有する固定資産税の納税者(納税管理人も含む)、またはその代理人(代理人の場合委任状が必要)

※縦覧者は本人確認のための納税通知書、運転免許証等が必要。なお、納税通知書が4月15日(金)までに届いていない方は、資産税課までご連絡ください。

■お問合せ 資産税課 ☎ 973-53094

②家屋を取り壊した時の届け出について

家屋の全部または一部を取り壊した時は、資産税課へ「家屋滅失届」を提出してください。賦課期日(毎年1月1日)が定められており、家屋を取り壊しても届け出がない場合は、翌年度以降も引き続き固定資産税が課税される場合がありますので、必ず届け出をお願いします。

■お問合せ 資産税課 ☎ 973-53094

③未評価家屋のある土地・家屋滅失した土地について

所有している家屋が未評価の場合や滅失している場合、家屋だけでなく土地の固定資産税にも影響がありますので、お早めに届出いただくようお願いいたします。

地方税法に基づき更正が行われますの

おしらせ

「わんぱく登山隊」参加者募集!

登山を通して、体力を作り自然に親しみ、ともに協力し合い助け合おう心を育てる。

■日時 3月18日(土)午前9時~午後2時
■場所 県立石川青少年の家
■参加対象 小学1年生~3年生
■定員 20名程度
■参加料 1人200円※資料代その他
■申込期間 3月7日(火)~14日(火) 午前9時~午後5時まで
■お問合せ 県立石川青少年の家 ☎ 964-3263 担当:上岡

マイナンバーカードの休日申請・交付日

3月5日(日) 午前 9時~午後1時
12日(日) 午前10時~午後2時
26日(日) 午前 9時~午後4時

※マイナンバーカードに関する手続きは事前に電話予約が必要です。
※毎週木曜日(祝日除く)は夜8時まで交付および申請を受け付けております。

【問】 市民課 ☎ 989-5410

申請はお済みですか?

新生児を対象とした 新生児子育て世帯応援給付金

コロナ禍に加え、物価高騰等の影響で様々な不安がある中、新生児の子育てをスタートさせる世帯の家計を応援するため、新生児一人当たり5万円の応援給付金を支給しています。

- 給付額 児童一人当たり **5万円**
- 申請期限 令和5年**4月30日(日)**まで(当日消印有効)
- 対象児童 令和4年4月1日~令和5年3月31日までに出生した子
- 申請・受給対象者 対象児を養育し同居している父母等で、申請日において本市に住民登録のある方
※令和5年4月1日以降の出生者・転入者は対象外となります。あらかじめご了承ください。
- 申請方法 ※必要書類等の詳細については、市ホームページでご確認いただくか、お電話でお問合せください。



詳細はこちら!

【お問合せ】 こども政策課 ☎ 923-7624